

南志津保育園民営化運営事業者 ヒアリング審査実施要領

令和 3 年 9 月

1 ヒアリング審査の対象者

南志津保育園民営化事業者の選定に係るヒアリング審査は、一次審査の結果に基づき、ヒアリング審査の対象となったもの（以下「対象者」という。）を対象に実施します。

2 ヒアリング審査の実施方法

(1) 日 時：令和3年10月15日（金）午後

(2) 場 所：佐倉市が指定する場所

(3) 人 数：4名以内とします。

様式「ヒアリング（プレゼンテーション）参加届出書」を令和3年10月11日（月）午後5時までに提出すること。なお、届出のない者のプレゼンテーションの参加は認めません。

(4) プレゼンテーション時間

参加事業者からの説明時間として、1者20分以内

佐倉市からの質問時間として、1者20分以内

(5) 説明者

説明は、業務担当者が中心に行うこととします。ただし、複数の者が役割分担をして行うことも可としますが、合計4名を最大とします。

(6) 資料等

プレゼンテーションは、提出書類に基づいて行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めません。ただし、提出書類の内容を踏まえた電子機器の利用は可とします。

(7) 機器類の準備

プロジェクター、スクリーン、パソコン（Windows）及び接続ケーブル（HDMI）は、佐倉市が準備します。

その他の機器類が必要な場合は参加事業者が準備してください。

3 審査方法

南志津保育園民営化運営事業者選定専門部会（以下「専門部会」という。）において、別に定める選考基準に基づき審査します。

提出書類の内容すべてについて、総合的に判断した審査結果に基づき、移管先候補者及び移管先次点候補者を専門部会で選定します。

専門部会の選定結果を佐倉市子育て支援推進委員会（令和3年11月上旬開催予定）に報告の上、市が移管先候補者及び移管先次点候補者を決定します。

4 禁止事項

次の事項に該当する対象者は、失格とする。

(1) 通知したヒアリング審査に係る受付時間に遅刻した場合。ただし、専門部会

がやむを得ない事由によると判断した場合はこの限りではない。

- (2) 事務局の指示に従わない場合
- (3) 提出書類及びヒアリング審査と全く関係のない発言を行った場合
- (4) その他著しく信義に反する行為等があった場合

5 結果通知

審査結果については、令和3年11月15日(月)(予定)までに結果の如何に関らず、様式「ヒアリング(プレゼンテーション)参加届出書」に記載された代表者宛に通知します。

なお、選定されなかった対象者は、選定されなかった理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面(任意様式)により請求してください。回答は、書面で行います。

6 その他

ヒアリング審査は非公開とします。

ヒアリング審査に関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、専門部会と事務局が協議し決定します。また、その内容は、必要に応じて対象者全員に通知するものとします。

ヒアリング審査を実施する順番は、提出書類の受付順により決定します。

審査の経緯及び審査内容に関しての問合せには応じません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとします。